

3 資産管理事務

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
茨田高等学校	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。						<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産） 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>	<p>未登録の借用財産については、公有財産台帳に借用登録を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
	種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用目的	借用料 (円)	借用期間		
	土地	大阪市鶴見区安田 2-4-8先	0.36	学校案内 標識	無償	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで		
	土地	大阪市鶴見区安田 1-5-49先	1.05	運動場の雨 水排水	無償	平成18年4月1日から 平成28年3月31日まで		
土地	東大阪市西鴻池町 4	0.42	学校案内 看板	無償	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年2月7日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
西寝屋川高等学校	<p>1 大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、衛生設備工事については、本来、資産に計上すべき流し台設置等の工事費を除外して公有財産台帳に登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="546 583 1219 800"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>687,960円</td> <td>214,120円</td> <td>校舎</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、以下の工事については、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="525 1083 1510 1413"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>本来計上すべき額（契約金額）</th> <th>財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新進路指導室 情報コンセント追加工事</td> <td>112,320円（同左）</td> <td rowspan="3">校舎</td> </tr> <tr> <td>新進路指導室 内線電話移設工事</td> <td>138,240円（同左）</td> </tr> <tr> <td>新進路指導室内装工事</td> <td>208,524円（922,752円）</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	687,960円	214,120円	校舎	工事名称	本来計上すべき額（契約金額）	財産名称	新進路指導室 情報コンセント追加工事	112,320円（同左）	校舎	新進路指導室 内線電話移設工事	138,240円（同左）	新進路指導室内装工事	208,524円（922,752円）	<p>速やかに公有財産台帳に登録又は登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>公有財産台帳に登録又は登録内容の修正を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称																			
正	誤																				
687,960円	214,120円	校舎																			
工事名称	本来計上すべき額（契約金額）	財産名称																			
新進路指導室 情報コンセント追加工事	112,320円（同左）	校舎																			
新進路指導室 内線電話移設工事	138,240円（同左）																				
新進路指導室内装工事	208,524円（922,752円）																				

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																	
枚方なぎさ高等学校	<p>1 大阪府公有財産台帳等処理要領第4条によれば、財産を取得した場合は、公有財産台帳等管理システムを用いて取得登録を行うことになっているが、以下の財産については、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="560 548 1501 667"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>登録すべき財産種別</th> <th>設置個所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明装置</td> <td>工作物</td> <td>正門・体育館東側サブグラウンド</td> <td>190,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、以下の工事については、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 877 1620 1094"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>本来計上すべき額（契約金額）</th> <th>財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理場(機械室)扉取付工事</td> <td>248,400円</td> <td>汚水処理場</td> </tr> <tr> <td>国旗掲揚台新設工事</td> <td>345,600円</td> <td>校舎</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	登録すべき財産種別	設置個所	金額	照明装置	工作物	正門・体育館東側サブグラウンド	190,080円	工事名称	本来計上すべき額（契約金額）	財産名称	汚水処理場(機械室)扉取付工事	248,400円	汚水処理場	国旗掲揚台新設工事	345,600円	校舎	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針） 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>	<p>本件、工作物取得に係る支出を公有財産台帳に新規登録を行うとともに、建物の資産価値を高める工事に係る支出を公有財産台帳に登載することにより、是正を行った。</p> <p>今後は、財産活用課等関係機関の指導を受けながら、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
財産名称	登録すべき財産種別	設置個所	金額																	
照明装置	工作物	正門・体育館東側サブグラウンド	190,080円																	
工事名称	本来計上すべき額（契約金額）	財産名称																		
汚水処理場(機械室)扉取付工事	248,400円	汚水処理場																		
国旗掲揚台新設工事	345,600円	校舎																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
阿倍野高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、身障者用トイレ温水洗浄便座設備工事については、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="566 625 1148 867"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 625 863 726">本来計上すべき額 (契約金額)</th> <th data-bbox="863 625 1148 726">財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 726 863 867">132,700円</td> <td data-bbox="863 726 1148 867">東館</td> </tr> </tbody> </table>	本来計上すべき額 (契約金額)	財産名称	132,700円	東館	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>身障者用温水洗浄便座設置工事については、資産として公有財産台帳に登録した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な処理を行う。</p>
本来計上すべき額 (契約金額)	財産名称						
132,700円	東館						

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月3日から平成29年1月31日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
堺西高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しないとされているが、給湯器取替設置工事については、本来、除外すべき撤去費を含め公有財産台帳に登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="635 625 1308 810"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>418,500円</td> <td>450,900円</td> <td>特別教室棟</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	418,500円	450,900円	特別教室棟	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p> </div>	<p>給湯器取替設置工事に係る公有財産台帳の金額を平成28年12月21日付で修正した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称									
正	誤										
418,500円	450,900円	特別教室棟									

(検査) 実施年月日 (委員: 平成一年一月一日、事務局: 平成28年10月3日から平成29年1月31日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
高石高等学校	<p>行政財産の使用許可を行っている下記について、公有財産台帳に登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="418 541 1291 804"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>101.25㎡</td> <td>学校食堂</td> <td>185,970円</td> <td>H28.4.1～ H31.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>74,730円</td> <td>H28.4.1～ H31.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	101.25㎡	学校食堂	185,970円	H28.4.1～ H31.3.31	建物	4台	自動販売機	74,730円	H28.4.1～ H31.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>本件について公有財産台帳に登録をした。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間														
建物	101.25㎡	学校食堂	185,970円	H28.4.1～ H31.3.31														
建物	4台	自動販売機	74,730円	H28.4.1～ H31.3.31														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
能勢高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しないとされているが、給湯器取替設置工事については、本来、除外すべき撤去費を含め公有財産台帳に登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="605 590 1279 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>537,840円</td> <td>559,440円</td> <td>本館</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	537,840円	559,440円	本館	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p> </div>	<p>本件、検出事項の是正のため、公有財産台帳の修正登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称									
正	誤										
537,840円	559,440円	本館									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
堺東高等学校	<p>公有財産事務の手引第3章第2節第2の1の(3)の②によれば、撤去、移動が可能なものは物品とするとされているが、電子黒板機能付きビデオプロジェクターの本体については、本来、備品出納簿に記載すべきものを公有財産(建物内設備)として、公有財産台帳に登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 598 1507 976"> <thead> <tr> <th colspan="4">公有財産台帳</th> <th colspan="2">備品出納簿</th> </tr> <tr> <th>財産名称</th> <th>財産番号 (台数)</th> <th>正</th> <th>誤</th> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">北館</td> <td>1 (1台)</td> <td>269,784円</td> <td>480,114円</td> <td rowspan="3">3台 630,990円</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>12 (2台)</td> <td>539,568円</td> <td>960,228円</td> </tr> <tr> <td>計 (3台)</td> <td>809,352円</td> <td>1,440,342円</td> </tr> </tbody> </table>	公有財産台帳				備品出納簿		財産名称	財産番号 (台数)	正	誤	正	誤	北館	1 (1台)	269,784円	480,114円	3台 630,990円	—	12 (2台)	539,568円	960,228円	計 (3台)	809,352円	1,440,342円	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容の修正や備品出納簿に記載するとともに、今後は大阪府公有財産規則及び大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (3) 留意点 ② 建物の一部として扱うもの ・建物に設置したアンテナ、国旗掲揚柱等で、建物に付着し建物自体の効用を増加させるもの。(撤去、移動が可能なものは物品とする。)</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p>	<p>公有財産台帳に誤って建物内設備として登録したプロジェクター本体を新たに備品出納簿に記載した。 また、公有財産台帳についても所要の修正を行った。 今後は、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領並びに大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>
公有財産台帳				備品出納簿																							
財産名称	財産番号 (台数)	正	誤	正	誤																						
北館	1 (1台)	269,784円	480,114円	3台 630,990円	—																						
	12 (2台)	539,568円	960,228円																								
	計 (3台)	809,352円	1,440,342円																								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月3日から平成29年1月31日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
貝塚高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、エアコン取付工事については、本来、資産に計上すべき諸経費等を除外して公有財産台帳に登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="495 625 1166 837"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,440,810円</td> <td>2,262,967円</td> <td>東館</td> </tr> <tr> <td>453,590円</td> <td>433,145円</td> <td>設備棟</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	2,440,810円	2,262,967円	東館	453,590円	433,145円	設備棟	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>本件工事に係る支出を資産として公有財産台帳に登録内容を修正した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称												
正	誤													
2,440,810円	2,262,967円	東館												
453,590円	433,145円	設備棟												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
鳳高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、教職員ネットワーク情報コンセント増設工事に要した経費については、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="537 625 1113 865"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 625 828 726">本来計上すべき額 (契約金額)</th> <th data-bbox="836 625 1113 726">財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 732 828 800">127,440円</td> <td data-bbox="836 732 1113 800">南館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 806 828 865">99,900円</td> <td data-bbox="836 806 1113 865">中館</td> </tr> </tbody> </table>	本来計上すべき額 (契約金額)	財産名称	127,440円	南館	99,900円	中館	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1368 575 2243 869" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>今回の監査において検出された不備事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
本来計上すべき額 (契約金額)	財産名称								
127,440円	南館								
99,900円	中館								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年2月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
今宮工科高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、温水洗浄便座取付工事については、本来、資産に計上すべき温水洗浄便座及び取付費等を除外して、コンセント配線及び取付施工費等だけが公有財産台帳に登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="572 661 1246 924"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>145,015円</td> <td>69,778円</td> <td>北館B棟</td> </tr> <tr> <td>137,687円</td> <td>92,532円</td> <td>北館C棟</td> </tr> <tr> <td>193,354円</td> <td>93,038円</td> <td>北館D棟</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	145,015円	69,778円	北館B棟	137,687円	92,532円	北館C棟	193,354円	93,038円	北館D棟	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>公有財産台帳管理システムを用いて登録内容を修正した。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称															
正	誤																
145,015円	69,778円	北館B棟															
137,687円	92,532円	北館C棟															
193,354円	93,038円	北館D棟															

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月20日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
だいせん聴覚 高等支援学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領別表4によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、自動手洗器設置工事に要した経費については、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 600 1148 764"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 600 828 678">本来計上すべき額 (契約金額)</th> <th data-bbox="828 600 1148 678">財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 678 828 764">864,000円</td> <td data-bbox="828 678 1148 764">特別教室棟</td> </tr> </tbody> </table>	本来計上すべき額 (契約金額)	財産名称	864,000円	特別教室棟	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>公有財産台帳管理システムに登録を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行うとともに、登録漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うよう室内で周知徹底を行った。</p>
本来計上すべき額 (契約金額)	財産名称						
864,000円	特別教室棟						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月25日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																						
枚方支援学校	<p>1 公有財産台帳に登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="477 516 1110 726"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>駐輪場</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>通学バスプラットホーム</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 メッシュフェンスと防球ネットに追加設置した目隠しシートについては、本来、備品出納簿に記載すべきものを公有財産（工作物）として、公有財産台帳に登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 953 1552 1226"> <thead> <tr> <th colspan="4">公有財産台帳</th> <th colspan="2">備品出納簿</th> </tr> <tr> <th>財産名称</th> <th>財産番号</th> <th>正</th> <th>誤</th> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メッシュフェンス</td> <td>38</td> <td>———</td> <td>260,972円</td> <td rowspan="2">702,000円</td> <td>———</td> </tr> <tr> <td>防球ネット</td> <td>46</td> <td>———</td> <td>441,028円</td> <td>———</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 行政財産の使用許可を行っている下記について、公有財産台帳に登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 1373 1531 1772"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1,429.15㎡</td> <td>太陽光発電事業</td> <td>147,630円</td> <td>H27.7.25～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>460.36㎡</td> <td>太陽光発電パネル設置工事に伴う工事用資材置き場</td> <td>28,900円</td> <td>H27.7.25～H27.8.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.72㎡</td> <td>太陽光発電事業</td> <td>220円</td> <td>H27.7.25～H28.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	工作物	建物	駐輪場	工作物	建物	通学バスプラットホーム	公有財産台帳				備品出納簿		財産名称	財産番号	正	誤	正	誤	メッシュフェンス	38	———	260,972円	702,000円	———	防球ネット	46	———	441,028円	———	種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間	建物	1,429.15㎡	太陽光発電事業	147,630円	H27.7.25～H32.3.31	建物	460.36㎡	太陽光発電パネル設置工事に伴う工事用資材置き場	28,900円	H27.7.25～H27.8.31	建物	2.72㎡	太陽光発電事業	220円	H27.7.25～H28.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録又は登録内容の修正並びに備品出納簿に記載するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領及び大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。 (3) 留意点 ④ 工作物として扱わないもの 土地の舗装、土留、芝生等独立の効用を果たすことのないもの。ベンチ、くず入れ等で容易に移動しうるもの。</p>	<p>速やかに公有財産台帳に登録又は登録内容の修正並びに備品出納簿に記載を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領及び大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称																																																							
正	誤																																																								
工作物	建物	駐輪場																																																							
工作物	建物	通学バスプラットホーム																																																							
公有財産台帳				備品出納簿																																																					
財産名称	財産番号	正	誤	正	誤																																																				
メッシュフェンス	38	———	260,972円	702,000円	———																																																				
防球ネット	46	———	441,028円		———																																																				
種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間																																																					
建物	1,429.15㎡	太陽光発電事業	147,630円	H27.7.25～H32.3.31																																																					
建物	460.36㎡	太陽光発電パネル設置工事に伴う工事用資材置き場	28,900円	H27.7.25～H27.8.31																																																					
建物	2.72㎡	太陽光発電事業	220円	H27.7.25～H28.3.31																																																					

種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間
建物	1,431.87㎡	太陽光発電事業	215,020円	H27.7.25～H32.3.31
土地	電柱11本 支線2本 支柱2本	電力供給の為の配電線支持物の継続設置	29,500円	H28.4.1～H29.3.31
土地	電柱1本	認定電気通信事業の用に供する目的で、電気通信ケーブルの架空二次占用	1,500円	H28.4.1～H29.3.31
土地	電柱11本	電気通信事業法による認定電気通信事業設備維持のため	16,500円	H28.4.1～H29.3.31

【大阪府財務規則】
(物品の出納の通知及び帳簿の記載)
第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。
2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。
一 備品出納簿（様式第39号）

【大阪府公有財産台帳等処理要領】
(使用許可又は貸付状況)
第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
城東警察署 警察本部 総務部 施設課	<p>「公有財産事務の手引き」第3章第2節第2の1の(3)の②によれば、撤去、移動が可能なものは物品とするとされている。</p> <p>遺体保冷庫については、本来、備品出納簿に記載すべきものであるが、建物と一括の工事で取得したことから公有財産（衛生設備）として、公有財産に登録されていた。</p>	<p>本件については、他にも同様の事例がないか確認し、速やかに登録内容を修正するとともに、今後は、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】（抜粋） 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 公有財産台帳への登載については、公有財産台帳等管理システムへの入力をもって行う。</p> <p>1 台帳への登録 (3)留意点 ② 建物の一部として扱うもの ・建物に設置したアンテナ、国旗掲揚柱等で、建物に付着し建物自体の効用を増加させるもの。（撤去、移動が可能なものは物品とする。）</p> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>	<p>本件と同様の案件については、調査の結果、城東警察署以外に4署あったが、平成30年4月6日に公有財産台帳等管理システムの修正及び備品出納簿への登載がすべて完了した。</p> <p>今後は、適正に事務処理を行うこととする。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月25日）